

# 令和8年度三重県産品オンライン販路開拓支援事業業務委託 業務仕様書

## 1 目的

地域産品を取り巻く市場において、消費者の需要がモノ消費からコト消費に代わり、デジタルマーケティングが不可欠となっている一方、県内の製造、販売事業者にあつては人手不足や高齢化等により、これらの需要への対応が十分にできていないことが課題となっている。

そこで、本事業では三重県産品の国内における販路開拓に向けて、特に商品の質の高さやストーリー性を求める消費者層をターゲットとして、ECサイトによる三重県産品の販売、PR及び商品のブラッシュアップ支援を行うことでより効果的な県産品の認知度向上を図ることを目的とする。

## 2 業務名称

令和8年度三重県産品オンライン販路開拓支援事業業務委託

## 3 履行期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

## 4 業務概要

### (1) 業務内容

次のア～カの業務を実施すること。

なお、本事業において三重県産品とは、下記のことを指すこととする。

- ・ 伝統的工芸品及び三重県指定伝統工芸品  
[三重県 | 伝統産業・地場産業：三重の伝統工芸品](#)
- ・ 三重グッドデザイン選定品  
[三重県 | 伝統産業・地場産業：三重グッドデザイン（工芸品等）選定商品](#)
- ・ みえの食セレクション選定品  
[三重県 | 食の産業振興：みえの食セレクション選定品](#)

### ア 事業説明会兼ブラッシュアップセミナーの開催

三重県産品を生産、製造又は販売する事業者の中から、本事業への参加を希望する事業者を募集し、下記のとおり事業実施にかかる説明会を開催すること。その際、主に既存商品のブラッシュアップを目的としたセミナーを同時開催すること。

開催時期は、契約後に県と協議のうえ決定するものとする。

#### (ア) 開催案内及び事業者の募集

- 説明会の開催案内資料を作成すること。  
ただし、募集は県が行うものとする。
- 受講料は無料とすること。

#### (イ) 開催準備

- 使用する資料は業務受託者にて作成すること。
- 対面で実施する場合は、県内の会場の確保及び設営を行うこと。
- 外部の講師を手配する場合は、業務受託者にて連絡調整及び日程調整を行うこと。

#### (ウ) 当日の運営

- a 受付対応、司会進行等一切の業務を行うこと。
- b セミナー受講者に対し、受講者アンケートを実施すること。

## イ 事業者の選定

- (ア) 上述の説明会参加者の中から、業務受託者が所有又は手配するECサイトで販売を希望する事業者を募り、県と協議のうえ、販売事業者を6者程度決定すること。  
なお、事業者数は工芸品(非食品)、食品それぞれ3事業者程度とすること。
- (イ) (ア)の事業者の中から、三重県産品のブラッシュアップ支援を行う事業者を募り、県と協議のうえ、支援する事業者を2者程度決定すること。

## ウ ECサイトを活用した三重県産品の販売

販売にあたっては下記の点に留意すること。

- (ア) 取扱商品は、1事業者につき1つ以上の三重県産品を含むものとし、品目数や取引条件については、業務受託者が事業者と直接交渉して決定すること。
- (イ) 商談や販売にかかる連絡調整は、業務受託者が直接事業者と行うこと。
- (ウ) ブラッシュアップを行わない商品については、事業者との調整ができ次第速やかに、販売を開始すること。
- (エ) ブラッシュアップを行う商品については、ブラッシュアップ後に販売を始めること。  
なお、事業実施期間中2か月以上は販売を行うものとする。
- (オ) 販売の実施にあたり、法令等に則り必要な手続きを適切に行うこと。
- (カ) 取扱商品が、委託期間終了後もECサイトにおいて継続的に販売・展開ができるよう努めること。

## エ 事業者及び三重県産品のPR

- (ア) 販売を行う事業者各社取材し、事業者及び三重県産品の魅力が伝わる記事を作成すること。
- (イ) 作成した記事は、ECサイトやSNS等に掲載すること。
- (ウ) ECサイトに掲載する写真のデータや取材にかかる連絡調整は、業務受託者が直接事業者と行うこと。
- (エ) 取材は可能な限り対面で行うものとする。
- (オ) 取材にかかる業務受託者の交通費・宿泊費は委託料に含めること。
- (カ) 取材で得たデータ(写真等)の所有権は、三重県への成果物の引き渡し完了したときに三重県に移転するものとする。

## オ 商品のブラッシュアップ支援

実施にあたっては下記の点に留意すること。

- (ア) 支援対象商品は、三重県産品とすること。
- (イ) 支援内容は、商品のデザインやパッケージ等の開発・改良とすること。
- (ウ) 支援対象事業者への指導内容は随時、県に共有すること。
- (エ) 支援対象事業者1者につき、2回以上はブラッシュアップにかかる打合せを行うこと。
- (オ) 試作品及び完成品の制作にかかる材料費や印刷費、サンプルの送付料は支

援対象事業者が負担するものとする。

カ 撮影にあたっての留意事項等

- (ア) 使用する写真やイラスト等は、著作権等の他人の権利を侵害しないものに限る。
- (イ) 新規撮影を行う場合、被写体に対して「撮影行為」及び「県及び県が認められた者が各種広報活動等で写真を活用する可能性があること」について、受託者の責任で同意を得ること。

(2) 委託業務実績報告書の提出

業務受託者は委託業務終了後、下記に留意のうえ、委託業務実績報告書を県に提出するものとする。

ア 内容

委託業務実績報告書には下記の項目を含めること。

- ・業務全体の総括
- ・販売開始から令和9年3月19日時点までの採択事業者毎の販売実績
- ・商品開発支援の実施内容と結果

イ 提出方法

紙（A4両面）1部と電子データ（PDF）をそれぞれ郵送又はメールで提出すること。

ウ 提出期限

履行期限である令和9年3月19日（金）までとする。

5 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、県と業務受託者の間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

6 その他特記事項

- (1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、発注所属と協議を行うこと。

- (2) 契約締結権者は、受注者が（1）イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

- (3) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第176条、第180条及び第184条により、委託を受けた

- 事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
- (4) 業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
  - (5) 本業務により発生した成果物の著作権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとする。
  - (6) 受託者は、4（1）の事業実施にあたって発生する著作権について、著作権使用料等を徴収せずに支援対象者が使用できる旨の著作権譲渡に関する契約を各支援対象者と締結するものとする。
  - (7) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。
  - (8) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

## 7 担当所属

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部 県産品振興課 県産品販売促進班 担当：小久保、青山

電話：059-224-2336 電子メール：[eigy@pref.mie.lg.jp](mailto:eigy@pref.mie.lg.jp)